

実施要領に関する質疑の回答

No.	質疑（原文をそのまま転記しています。）	回答
1	3ページ目 「②維持管理等サービス料限度額3,534,000円」とは年額との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	3ページ目（５）現状環境の維持 「室内の照度や温湿度等について、更新前の現状を維持、向上すること。」 とありますが、更新前現状とは現状実測値または既設設備カタログスペック値のどちらとの比較と考えれば良いのでしょうか？	現状はカタログスペックまたは実測、更新はカタログスペックとします。
3	4ページ目（９）事業、補助・助成金活用の提案等 指定回収設備以外の設備への省エネ改修提案に関する対象設備は施設内設備全般を対象とするとの認識で宜しいでしょうか？ 併せて、あくまで「改修による省エネ」であり、「新設による省エネ」は対象外との認識で宜しいでしょうか？	指定改修以外の設備への省エネ改修の提案は、施設内設備の全般が対象となります。 改修の他、新設により省エネが見込まれるのであれば対象となります。
4	5ページ目 3. 2 応募者の役割 設計役割は「設計に関する業務及び工事監理、BELS認証の取得に関する業務を全て実施する。」 とありますが、BELS認証取得に必要となる一部専門業務について、協力事業者等の技術支援を受けながら、設計役割が統括・実施する体制も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	BELS認証の取得は設計役割が担ってください。その際、下請けや協力事業者等ではなく設計役割の構成員として所属している必要があります。
5	14ページ目 7. 2 提案に関する事項 西部図書館・まなび南郷の「その他更新」もESCO対象内と解釈すれば良いでしょうか？	指定改修です。
6	16ページ目（２）光熱費削減予定額並びに削減保証額の設定 光熱費削減保証額について、最低保証値の設定などは有りますか？	市から提示する最低保証値はありません。
7	24ページ目 (7)～(16)について、事業役割以外の役割企業分も提出が必要でしょうか？	実施要領P23 10.1をご参照ください。

No.	質疑（原文をそのまま転記しています。）	回答
8	対象施設が新築設計時に構造設計一級建築士を必要とする建物規模であった場合、募集要領に記載のない構造設計一級建築士の有資格者は必要となる可能性はあるでしょうか？（対象となる建物規模の例：高さが20mを超えるRC造・SRC造、高さ13mを超える木造、4階建て以上の鉄骨造など）	実施要領P5 3.3(7)で、設計役割に一級建築士の資格を求めています。
9	昭和56年5月31日以前に着工された建物（旧耐震基準）は、大地震で倒壊するリスクが高いとされておりこれらの建物の中でも、不特定多数の人が利用する大規模な施設（学校、病院、店舗など）や、避難路沿いの特定の建築物については、自治体からの指導により「耐震診断」の実施とその結果の報告が法的に義務付けられています。該当する建物は屋上等に設置する設備重量の増加により既存耐震診断書との比較検討が必要になるのでしょうか？また、耐震診断が未実施の場合の対策などについてご教示ください。	歴史とスポーツふれあいセンターは耐震改修済、それ以外の施設は昭和56年6月1日以降の建築物です。屋上等に設置する設備荷重の考え方は、実施要領P15 7.2(2)⑥をご参照ください。
10	空調設備改修を伴う施設について、BELS認証取得が求められておりますが、既設設備の一部流用を行う場合でも、改修範囲を対象とした評価取得でよいとの理解でよろしいでしょうか。	改修後の建築物としてBELS認証が取得できる提案としてください。
11	BEI値算定において、既設設備流用部分については、現況図面及び現地確認結果を基に算定するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	BEI値算定に必要な建築図・設備図・改修履歴資料について、追加開示予定がございましたらご教示ください。	提案にあたり提供できる図面は、P29 12.1をご参照ください。
13	屋上機器更新に伴う構造安全確認について、既設機器と同等以下の荷重となる場合は、簡易な安全確認資料提出で足りるとの理解でよろしいでしょうか。	屋上等に設置する設備荷重の考え方は、実施要領P15 7.2(2)⑥をご参照ください。
14	対象施設の構造図及び既存構造計算書の貸与可否についてご教示ください。	提案にあたり提供できる図面は、実施要領P29 12.1をご参照ください。
15	計測・検証（M&V）について、簡易計測及び既存電力データを活用した検証方法の提案も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。ただし計測検証の方法は提案書に具体的に提示するとともに、優先交渉権獲得から契約締結までの間に市と協議し、市の合意の上で手法を最終決定するものとします。

No.	質疑（原文をそのまま転記しています。）	回答
16	施設利用状況の変化、運用時間変更、用途変更等によるエネルギー使用量変動については、協議対象との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	施設運営への影響低減を目的として、夜間・休日施工を含めた工程提案を行うことは可能との理解でよろしいでしょうか。	実施要領P14 7.2(2)①のとおりです。いずれも多くの方が利用される施設ですので、施設運営への影響低減に努めてください。
18	施設ごとの休館日、利用制限日、施工不可期間等について、現時点で想定されている条件がございましたらご教示ください。	現時点では原則として施工年度についても条例どおりの運用を予定しています。今後、本事業と施工期間・施工場所が重なる別工事等が必要な場合は、確認次第受注者へ通知します。その際は可能な限り、柔軟な対応・調整を行ってください。
19	既設設備の不具合・隠蔽部不良等、事前調査により確認できない事項については、別途協議対象との理解でよろしいでしょうか。	協議の対象としますが、詳細調査期間中に確認いただいたうえで原則提案金額内でご対応ください。 契約締結後の金額変更は、社会情勢の急激な変化によりやむを得ないと市が判断した場合以外は原則認めません。
20	市内事業者活用を積極的に検討しておりますが、工事規模及び施工期間を踏まえ、施工体制の安定確保を目的として、出来高部分払いや前払金等の支払制度の適用可否についてご教示ください。	市からESCO事業者に対するESCO費用の支払いについて、出来高部分払いや前払金は予定していません。
21	既設設備の隠蔽部不良、既設図面との不整合、及び事前調査により確認困難な不具合等については、契約後に判明した場合、別途協議対象との理解でよろしいでしょうか。	契約締結後の変更は、原則として社会情勢等の急激な変化によりやむを得ない場合を除き認めません。優先交渉権獲得から契約締結まで詳細調査期間を設けておりますので、この期間中に詳細な設備設計を実施してください。
22	既設図面と現況が異なる場合は、現況を優先し協議可能との理解でよろしいでしょうか。	実施要領P29 12.2 のとおりです。
23	BELS評価について、改修対象範囲を対象とした評価取得との理解でよろしいでしょうか。	改修後の建築物としてBELS認証が取得できる提案としてください。
24	計測・検証について、既存計量データ及び簡易計測を活用した提案も可能との理解でよろしいでしょうか。	提案前の計量データは、実施要領P16 7.6(1)のとおりベースラインを用いてください。ベースラインの配付については、実施要領P29 12.1をご参照ください。

No.	質疑（原文をそのまま転記しています。）	回答
25	施設毎の施工不可日、夜間制限、イベント予定等の情報開示予定についてご教示ください。	現時点では原則として施工年度についても条例どおりの運用を予定しています。今後、本事業と施工期間・施工場所が重なる別工事等が必要な場合は、確認次第受注者へ通知します。その際は可能な限り、柔軟な対応・調整を行ってください。
26	省エネ見える化や環境啓発等の提案について、評価対象との理解でよろしいでしょうか。	提案審査要領P3C⑫をご参照ください。
27	参加申請後にやむを得ない事情が発生した場合の辞退手続きについて、現時点で定められている条件等がございましたらご教示ください。また、参加申請後の辞退について、ペナルティは無しとの認識で宜しいでしょうか？	条件及びペナルティはありません。
28	直近で事務所の移転を予定している場合、参加申請書類に記載する住所はどの時点の住所を記載すれば宜しいでしょうか？	参加表明後に移転される場合は、変更届の提出などで所在地の変更をしてください。届出の方法については別途個別にご相談ください。
29	既設設備更新に伴い、アスベスト含有建材等の撤去・処分が必要となる場合、その対応範囲及び費用負担の考え方についてご教示ください。	実施要領P15 7.2(2)⑦をご参照ください。
30	既設設備にPCB含有機器等が確認された場合の対応区分及び費用負担についてご教示ください。	PCB含有機器については、無と確認していますが、万が一あった場合は別途協議することとします。
31	施設運営継続のために必要となる仮設設備等について、提案対象に含めることは可能との理解でよろしいでしょうか。	提示予算の範囲内で含めていただいても結構です。
32	既設冷媒配管等について、再利用可否の判断基準及び想定条件がございましたらご教示ください。	ESCO事業者としてご判断ください。
33	対象施設の構造図、既存構造計算書等について、貸与可能な資料をご教示ください。	提案にあたり提供できる図面は、実施要領P29 12.1をご参照ください。

No.	質疑（原文をそのまま転記しています。）	回答
34	構造図及び既存構造計算書等が不存在の場合、既設設備と同等以下の荷重による更新については、現地確認及び簡易な安全確認資料による提案も可能との理解でよろしいでしょうか。	屋上等に設置する設備荷重の考え方は、実施要領P15 7.2(2)⑥をご参照ください。
35	対象施設における屋上荷重条件等について、現時点で開示可能な情報がございましたらご教示ください。	提案にあたり提供できる図面は、実施要領P29 12.1をご参照ください。
36	「施工については、下請け業者又は協力業者に必ず本市内の業者を含めること」とありますが、1社以上下請け業者として含めれば問題ないでしょうか。また、貴市の指名登録業者である必要は無いとの認識でよろしいでしょうか。	事業所数についてはお見込みのとおりです。 下請け業者又は協力業者に含めることを求めている「本市内の事業者」についても「本市の指名登録業者であり、本市内に本店または支店を持つ事業者」である必要があります。
37	現時点でアスベストが含有していると判明している施設はございますでしょうか。判明している場合、調査結果を共有いただくことは可能でしょうか。	現時点でアスベストが含有していると判明している施設はありません。
38	実施要領P.25「(13)各資格者免許証の写し」に、総括責任者と記載がありますが、事業役割責任者という認識でよろしいでしょうか。総括責任者に必要な資格をご教示いただけますでしょうか。	例えば設計役割における一級建築士など、資格を求めている役割等において、その役割等を総括する責任者と主任技術者の資格者免許証（表・裏）の提出を求めているものです。